

宇都市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇都市人権教育・啓発推進指針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようにになり、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、又は共にすることを約したことをいう。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

(パートナーシップの宣誓要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする当事者（以下「宣誓者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89条）第4条に規定する成年であること。
- (2) いずれか一方が市内に住所を有していること又は転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者同士以外の者とパートナーシップの関係ないこと。
- (4) 民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係ないこと。
- (5) 民法第735条に規定する直系姻族の関係ないこと。
- (6) 民法第736条に規定する養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との関係ないこと。ただし、養子縁組する前の双方の関係が、民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係ない場合は、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓者は、宣誓をする日（以下「宣誓日」という。）を事前に市と調整の上、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、本市の指定するオンラインシステムを用いたウェブによる宣誓を希望する場合は、宣誓日の7日前までに宣誓書及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。また、宣誓者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、宣誓者双方の立会いの下で他の者に代書きができるものとする。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

(2) 戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づく婚姻が可能であることを証する書類（宣誓日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓者が、本市に転入を予定している場合には、宣誓書の確認事項欄に記載した転入予定日から14日以内に、第1項第1号に掲げる書類を提出するものとす

る。ただし、当該期間内に、同号に掲げる書類を提出することが困難な場合にはその旨を市長に申し出るものとする。

- 3 市長は、前項ただし書の規定による申出があったときは、同項に規定する期限を延長することができる。
- 4 市長は、宣誓者に対し、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(通称の使用)

第5条 宣誓者は、市長が特に必要と認める場合は、宣誓において通称（戸籍上の氏名（外国人にあっては、これに準ずるもの。以下「本名」という。）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ）を使用することができる。

- 2 宣誓者は、前項の規定により通称を使用する場合は、市長が必要と認める書類を提示するものとする。

(受領証の交付)

第6条 市長は、宣誓書の提出があった場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認められるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）（以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下「受領証カード」という。）を宣誓者1人に対して1枚面前又は郵送により交付するものとする。ただし、第2項に規定する場合は、この限りでない。

- 2 宣誓者が第4条第2項に該当する場合は、同条第1項第1号に掲げる書類の提出があった後に、受領証及び受領証カードを交付する。
- 3 市長は、前条第1項の規定により通称が使用されたときは、本名及び通称を受領証及び受領カードに記載するものとする。

(受領証及び受領証カードの再交付)

第7条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、当該受領証又は受領証カードの紛失、毀損等の事情により受領証又は受領証カードの再交付を希望するときは、パートナーシップ受領証等再交付申請書（様式第4号）により、市長に再交付を申請することができる。

- 2 第4条第4項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。
- 3 市長は、第1項の申請があった場合において、受領証及び受領証カードを再交付するものとする。

(受領証の変更)

第8条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、氏名（通称を含む。）又は住所、その他宣誓書の記載事項に変更があったときは、速やかに、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届（様式第5号）（以下「変更届」という。）を、市長に届け出なければならない。

- 2 受領者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

(受領証の返還)

第9条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）に受領証及び受領書カードを添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 双方が市内に住所を有しなくなったとき。（次条第1項の規定により継続して使用する場合を除く。）
- (2) 一方又は双方が戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条に規定する婚姻をしたとき。
- (3) 当事者の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

(自治体間での相互利用)

第10条 宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって、市長にパートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（様式第7号）を提出し、継続使用の手続きが行われたときは、受領証等を当該自治体において継続して使用することができる。

- 2 本市と協定を締結している自治体から転入した者であって、当該自治体において受領証等の継続使用の手続を行ったものは、当該自治体から交付された受領証等を本市において継続して使用することができる。
- 3 第1項の規定により継続して受領証を使用している者は、前条第2号から第4号までのいずれかに該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証を返還するものとする。

(宣誓書の保存期間)

第11条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。